

トラック・バス・タクシー事業者の方へ 自動車輸送統計調査ご協力のお願い



自動車輸送統計調査とは

自動車輸送統計調査は、自動車による貨物や人の輸送量を明らかにし、我が国の経済政策や交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的として、昭和35年4月より毎月、国土交通省が実施している統計調査です。

トラック・バス・タクシー事業者の皆様におかれましては、ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、本調査へご協力を賜りますようお願い申し上げます。



調査内容の保護について

ご回答いただいた内容については、統計法に基づき保護され、国土交通省が責任を持って管理しますので、秘密が漏れることはありません。また、本統計調査以外の目的に利用することは制限されており、取締や徴税のために使用されることはありません。



調査結果について

自動車輸送統計は、特に重要な統計として、統計法に基づく基幹統計(※)に指定されており、調査結果は、「自動車輸送統計月報・年報」等の報告書にまとめられ、経済政策や交通政策を策定するための基礎資料として活用されます。

なお、各種報告書、記入要領及び調査の詳細等については、国土交通省のホームページ <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/> にてご覧いただけます。

※基幹統計

統計法により、行政機関が作成する特に重要な統計として位置付けられており、他には、国勢統計や国民経済計算等があります。基幹統計を作成するための調査(基幹統計調査)は、特に重要な統計調査であり、正確な統計を作成する必要があることを踏まえ、調査対象に対し報告する義務などの特別の規定が定められています。また、これに違反した場合には50万円以下の罰金の罰則が定められています。



調査方法について

調査方法は業態により異なりますので、それぞれ右に示すページをご覧ください。

トラック事業者の方	→	2ページへ
バス事業者の方	→	3ページへ
タクシー事業者の方	→	4ページへ

お問い合わせ先

国土交通省 自動車輸送統計調査 問い合わせ窓口

0120-121-711(フリーダイヤル)

受付:平日 午前9:00~午後6:00



トラック事業者の方へ

調査をお願いする対象

事業所（営業所）単位

調査をお願いする頻度

保有車両数200両以上の事業所 ➤ 毎月調査をお願いします

保有車両数200両未満の事業所 ➤ 数ヶ月に1度調査をお願いします

各事業所平均的にご協力いただくように、対象を選定します

【！】保有車両数100両以上200両未満の事業所も、県内の事業所数などによっては、毎月調査をお願いする場合があります

調査票

1回の調査で、**事業所票**と**自動車票**の**2種類の調査票**に記入いただきます

事業所票(水色の調査票) ➤ 事業所全体の輸送量を記入いただきます

- ◆調査期間 1ヶ月間
- ◆調査項目・車種ごと(普通車、小型車、特種用途車、軽自動車)の保有車両数と輸送量(保有車両数、延実在日車、延実働日車、走行距離、実車距離、輸送トン数)
・品目別輸送トン数

自動車票(白色の調査票) ➤ 保有する自動車の輸送量を記入いただきます

1回の調査で**各車種2両**(最多で8両)の自動車の調査をお願いします

- ◆調査期間 7日間(対象月のうち調査票に記載されている期間)
- ◆調査項目 調査期間中の走行距離、休車日数
個々の輸送の積込地・取卸地、走行距離、品目、重量、回数 等

調査票の配布、回収

調査票は、調査をお願いする事業所あてに、調査開始の4～5日前を目途に、国土交通省名入り封筒で送付します。

ご記入いただいた調査票は、調査期間終了後15日以内に、同封の返信用封筒にて国土交通省にご返送ください。(料金受取人払なので切手は必要ありません)